

事 務 連 絡
令和 2 年 3 月 2 6 日

笠岡市内指定居宅介護支援事業所
指定介護予防支援事業所
笠岡市内小規模多機能型居宅介護事業所 管理者 様

笠岡市健康福祉部長寿支援課長

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係るサービス担当者会議、
モニタリングの取扱いについて（第 2 報）

日頃から、本市の介護保険行政の推進につきまして、ご理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記のことについて令和 2 年 3 月 5 日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症拡大防止に係るサービス担当者会議、モニタリングの取扱いについて（通知）」により、サービス担当者会議及びモニタリングの取扱いについて通知したところですが、依然として国内において新型コロナウイルス感染症が相次いで確認されており、岡山県においても 3 月 22 日に県内初の感染者が確認されています。

このような状況から、本市の対応について再度検討した結果、次のとおり取扱うこととしましたので、各事業所において適切な対応をお願いいたします。

記

- 1 サービス担当者会議及びモニタリングの取扱いについて
令和 2 年 3 月 5 日付け事務連絡で通知した内容と同様に対応をお願いします。
- 2 取扱い対象期間
令和 2 年 4 月 30 日（木）まで延長

注：取扱い対象期間につきましては、新型コロナウイルス感染の流行状況、厚生労働省及び岡山県から新たに方針等が示された場合、変更となる可能性があります。また、取扱い対象期間の終期につきましては、状況を総合的に勘案し決定いたします。その際はあらためて通知いたします。

問い合わせ先：笠岡市長寿支援課 (TEL 0865-69-2139 担当：清水・馬越)
--